

令和3年8月18日

保護者様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス感染症に係る2学期以降の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃よりご家庭にてお子様の健康観察や感染防止に努めていただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な感染再拡大の様相を呈しており、感染力の強いデルタ株等が懸念されているところです。2学期以降も鳥栖市小中学校では、文部科学省が示す「学校の新しい生活様式」に基づいて感染防止に努めていますが、市内におきましては感染者が再び確認されるようになってきております。

このことを受け、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、下記のとおり周知いたします。保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. お子様や同居ご家族がPCR等検査を受けることになった場合

お子様、同居しているご家族共に、保健福祉事務所（保健所）や医療機関の医師の判断により、PCR検査や抗原検査などを受けることになった場合は、すみやかに学校へご連絡ください。

- ※ 保護者様の勤務先において定期的に検査を受けている場合等は除きます。
- ※ 濃厚接触者特定の有無に関わらずお子様の登校は控えていただきます。その際、「出席停止」とし欠席扱いにはいたしません。

① 同居しているご家族のPCR検査等の結果が判明した場合について

○ 陰性が確認された場合

結果を学校へご連絡ください。同居家族の濃厚接触者特定の有無にかかわらずお子様の登校は可能となります。ただし、保護者判断で念のため登校を控える際は「出席停止」とします。

○ 陽性が確認された場合

保健福祉事務所から保護者様へ説明がなされます。その内容について、学校へご連絡ください。

② お子様のPCR検査等の結果が判明した場合について

○ 陰性が確認された場合

連絡があった機関からの指示に従ってください。検査結果と機関からの指示を学校へご連絡ください。場合によっては、一定期間、登校を控えていただく場合がございます。

○ 陽性が確認された場合

保健福祉事務所の指示に従い必要な治療・療養を行ってください。また、その指示について学校へご連絡ください（行動規制の期間、入院の必要性と入院する場合の期間など）。

裏面へつづく

2. ご家族に風邪症状がみられる場合について

- ・ 児童生徒本人に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。
 - ・ 同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合も、同様に登校させないようお願いいたします。
- ※ 上記の場合は欠席扱いにせず、「出席停止」の措置をとります。

3. ワクチン接種時における欠席等の取扱いについて

- ・ 1日休む場合「出席停止」とし、欠席扱いとしません。
 - ・ 副反応（発熱や倦怠感等）が出た際の休みも「出席停止」とし、欠席扱いとしません。
 - ・ 早退や遅刻によるワクチン接種も認めます。
- ※ 同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合、登校を控えていただいておりますが、ワクチン接種による副反応で発熱等の症状が出た場合は、兄弟姉妹の登校を控える必要はございません。

※ 鳥栖市立鳥栖中学校 0942-83-2537

※ 教育委員会連絡先 公用携帯 080-8206-6952

学校に連絡がつかない平日の時間外や土日、祝日は教育委員会へご連絡ください。